

あり、企業の人事政策を補完するものとして、当然企業もその費用の一部を負担するものである。また、社会保険が完備していることは、企業にとって労働市場にアピールできることでもある。

(2) 昨今の企業をめぐる国際環境と企業の社会保障負担について

①「競争」という概念の経済学的整理

我が国企業においては、経済のグローバル化によって、厳しい国際競争を余儀なくされているが、企業の国際競争力について述べる前に、そもそも競争とは何かということについて、経済学的に概念整理したい（西村和雄 1990「ミクロ経済学入門」岩波書店による）。

ア) 完全競争市場とは

完全競争市場とは、市場価格を所与として需要量を決定する消費者及び供給量を決定する企業、すなわちプライス・テイカーとして行動する多数の経済主体からなる市場のことをいう。このような完全競争市場が想定している状況は、以下の5条件である。

1. 同種類の財を作る企業の生産物は同質である。
2. 家計・企業は多数存在し、個々の取引量は全体に比べて十分小さい。
3. 個々の家計・企業はその行動を決定する際に、他の家計・企業に与える影響を考慮しない。
4. 個々の家計・企業は、市場価格や財の特性について完全な情報をもっている。
5. 長期的には企業による市場への参入・退出は自由である。

イ) 市場構造の分類

市場構造は、生産者の数及び製品差別化の程度によって価格支配力に差異が生じる。その相違を踏まえて市場構造を分類したのが下記の表1である。

表1 市場構造の分類¹

	生産者の数	新規企業の参入	製品差別化の程度	価格支配力	例
完全競争	多数	容易	全くなし	なし	農業・水産業
独占的競争	多数	容易	ある程度あり	ある程度あり	レストラン・ホテル・出版業
寡占	少数	困難	ほとんどなし	ある程度あり	鉄鋼・石油・ビール・銀行
			ある程度あり	ある程度あり	自動車・週刊誌
独占	1個	不可能	全くなし	あり	ファスナー(YKK)
				政府による規制	公益企業

この表1で独占的競争・寡占・独占とあるのが、ア)で述べた完全競争市場に対し不完全競争市場と呼ばれるものである。現実の産業では、多くの場合完全競争市場の条件を満たせず、何らかの形で不完全競争市場で財・サービスを提供していると考えられる。

ウ) 国際競争の意味

経済のグローバル化に伴う国際競争の激化とは、日本市場に多くの外国企業が参入してきて日本市場で競争する場合と、外国の市場で日本企業が多くの外国企業を相手に競争する場合の大きく2つに分けられると考えられる。筆者は、いずれの競争も表1で言

¹ 西村和雄 1990「ミクロ経済学入門」岩波書店 p232 表 10-1

うところの「独占的競争」に実際にはなっているのではないかと考える。この場合には、品質・デザイン・ブランドによる製品差別化がある程度行われ、製品に対する価格支配力もある程度あるため、価格競争も行われていると考えられる。ただし、独占的競争では新規参入が容易で生産者が多数いることが条件となっているため、グローバル化の程度、即ち日本市場や外国市場への参入の制度的障壁がどの程度の大きさのものであるかということによって、独占的競争となるか否かは変わってくる。

②日本企業の国際競争力

ここでは、議論を単純化するため、その対象を全産業の中でも製造業に特化することとする（本項での議論は、2002年版「製造基盤白書」経済産業省・厚生労働省・文部科学省編による）。製造業は、我が国の経済成長の牽引力であるとともに、加工貿易立国の基盤、科学技術創造立国の基盤でもある。また、雇用機会の提供の面でも、重要な役割を果たしている。こうしたことから、日本企業の国際競争力を考える場合、製造業を議論の対象から外す訳にはいかないのである。

さて、昨今の我が国製造業をめぐる国際的環境変化として、東アジアにおいて製造業が急速な発展を遂げていることが挙げられる。我が国の輸入先の地域別のシェアは、90年代は東アジアのシェアがほぼ一貫して拡大し（財務省貿易統計によると、我が国の地域別輸入額のシェアは、平成13年において東アジアが40.3%でトップである。平成3年時点でも東アジアがトップであるが、その年のシェアは30%弱であり、この10年の間に東アジアのシェアは拡大を続けている。）、この地域からの製品輸入が大幅に増加しており（経済産業省2001年版通商白書によれば、東アジアを含むアジア全体のデータであるが、アジアからの輸入品の構成は平成8年において製品比率が67.7%であったのに対し、平成13年には、それは73.7%にまで高まっている。）、東アジアの製品の競争力は着実に向上していると考えられる。このように、東アジア諸国において製造業が成長し、経済が急速に拡大するのに伴い、我が国の製造業の中にも、業種によっては、これらの地域に生産拠点を進出させたり、同時に国内の生産拠点を縮小・閉鎖したりする動きが見られるところである。

一方、大企業と比較して人材、資金等の利用できる経営資源が少なく、経営基盤が脆弱な中小製造業にとって、経済のグローバル化は大企業以上に重要な経営課題となっている。実際、安定した取引先企業が海外に移転して、中小製造業者の受注が減少するという、「空洞化」による影響を中小製造業者は被っている。このように、地域の中堅・中小企業は、経済のグローバル化の下で、系列関係も著しく変化し、厳しい国際競争にさらされている。したがって、社会保障負担のような「賃金付随コスト」を企業に課する場合には、中小企業の国際競争力への影響を十分に考慮しなければならないと考える。

③企業の国際競争力の決定要因と企業の社会保障負担

それでは、企業の国際競争力はいかなる要因で決まってくるのだろうか。「日本企業の競争力」（水口弘一編、東洋経済新報社1992）によって、それを見ていこう。

まず、ミクロ的要因としては、(a) 労働力（労働力の質、量、コスト）(b) 資本ストック

(c) 技術力 (d) マネージメントおよびネットワークが挙げられる。次にマクロ的要因としては、(a) 参入規制、系列など競争条件や、参入障壁の有無 (b) 労働、資本への分配 (c) 為替、金利や政府機関による資金配分の状況 (d) 税制、産業政策など公的部門の関与 (e) 治安、健康、麻薬など社会の安定度が挙げられる。

これらを踏まえて、企業への社会保障負担が国際競争力にいかなる影響を及ぼすかを考えると、何よりも企業の社会保障負担は「賃金付随コスト」であり、前述したミクロ面の (a) 労働力のコストに直接影響を与えることにより、国際競争力は削がれると考えるのが普通である。また、マクロ面の (d) 公的部門の関与には、当然社会保障の企業負担をも含めて考えるべきである。そして、前述のとおり、東アジアの急成長などによって中小企業も含め、日本の製造業が厳しい国際競争を余儀なくされている現状を考慮すると、「賃金付随コスト」として労働力のコストを直接上昇させる社会保障の企業負担は、やはりある程度の限界があることは、十分認識する必要がある。

なお、平成 16 年度「年次経済財政報告」（内閣府）によると、日本の 90 年代の競争力低下の要因としては、約 8 割が為替レートの上昇（円高）によって説明され、社会保険料の影響は小さく、労働コストの観点から言えば労働生産性の上昇を図ることによって、社会保険料の上昇の影響を吸収できるとしている。しかしながら、企業への社会保険料負担の増加は、雇用創出を弱める可能性があり²、これが構造的な失業（景気循環以外の要因で生じる失業）の増加につながり、こうして経済活力を弱め結局競争力をも弱めることになりかねないとしている。

いずれにせよ、少子高齢化が急速に進行する中で、増大する社会保障の費用をどのようにして賄うかを考える場合、安易に企業に負担を求めることは避けるべきであると考えられる。

Ⅲ. 社会保障負担の労働市場への影響

(1) 英語文献サーベイから得られた知見（社会保障と労働市場）

ここでは、まず、英語文献サーベイから得られた知見について、筆者の意見を交えながら紹介する。文献は、『Labor Markets and Social Security (Second Edition)』（John T. Addison, Paul J. J. Welfens 編、Springer 2003）である。この書物の第 L 章「社会保障財政が雇用及び賃金に与える効果-西ドイツの実証分析及びいくつかの政策シミュレーション」のうちの一部を参照した。以下「」の部分は筆者による訳である。

・「この論文の主な結果は、以下の通りである。収入の額を一定に保ったままで、社会保障支出の財源を事業主負担の社会保険料から間接税に切り替えることは、短期的には雇用に対しプラスの効果が認められる。」

これは、考えられる妥当な結論といえる。事業主負担の社会保険料負担は、Ⅱ. でも述べたとおり、企業にとっての賃金付随コストであるから、それを間接税に切り替えれば、賃金付随コストが減少して、雇用拡大の余地が出てくると言うことである。特にドイツでは、

² このことについては、本稿Ⅲ. (1) で述べる。

賃金付随コストの上昇で雇用をカットし失業が深刻であることもあり、賃金付随コストの上昇につながる社会保険料の事業主負担の増大には抵抗感が強い。

・「税のくさび (the tax wedge) とは、労働費用 (事業主負担の社会保険料を含む) と、間接税及び被用者負担の社会保険料を控除した正味の賃金との差のことを言う。そして、大部分の研究は、高い「税のくさび」がより高い労働費用を生み、これが雇用を低下させていることを示唆している。」

・「ドイツ労働市場のマクロ計量不均衡モデルによると、事業主の社会保険料負担を減少させると顕著に雇用の増加を生むことが分かる。」

これらは、上述したのと同様に、特にドイツにおいては実証分析によって事業主の社会保険料負担を減少させることが雇用確保に大きく貢献することが示されたことを意味する。社会保険料の事業主負担の大きさを決めることが、雇用政策上においても重要であることが示唆される。

以下、本書第Ⅰ章の結論部分の一部の和訳である。

「高い社会保障負担率を減少させることが、労働費用を低下させ雇用を拡大する上で、望ましい政策手段である。」

「被用者の社会保険料負担と同様に、事業主の社会保険料負担を減少させることは、もし高い税率によって減少分を穴埋めしない限り、長期的に見ても雇用を増大させる実質的な効果がある。」

このように、本書第Ⅰ章は、特にドイツにおいて、労働市場と社会保険料負担 (特に事業主の) の関係について、「負担の減少→雇用の拡大」との論旨で一貫している。ただし、これが日本にそのまま当てはまるかは、それ自体重要な実証分析上のテーマとなる。

なお、社会保障と労働市場を考える際、事業主負担だけでなく、被用者負担についても考える必要がある。すなわち、社会保険料の被用者負担が実質上税負担と同様のものと認識されれば、その被用者は、代替効果が所得効果を上回る限り、労働供給を低下させるであろう。本書はこの点についての議論がなされていない。つまり、本書の視点は、事業主の労働需要側からの分析であり、被用者の労働供給側の分析がなされていないのである。とはいえ、日本に対しても非常に明快な政策的インプリケーションが得られたと考えられる。

すなわち、社会保険料の事業主負担の上昇は、Ⅱ. で述べたとおり企業の国際競争力を低下させるだけでなく、それと裏腹の関係にある賃金付随コストの上昇で雇用の削減が労働市場で行われる可能性までもが示されている。

(2) 社会保障負担と税負担の違い

社会保障負担の労働市場への影響を考える際、上述したとおり労働供給側のインセンティブに如何なる影響を及ぼすか、税負担と比較した上で示す必要がある。そこで、社会保険料と税の違いについて、「社会保障の経済学」(2005、小塩隆士、日本評論社)を参照して述べることにする。

すなわち、社会保険料と税とを比較すると、

- ①保険料の場合は拠出の目的が明確に意識されるが、税は目的税でないかぎり負担と給付との関係が薄い。（筆者注：目的税であっても、個人単位では負担と給付がリンクしていない）
- ②保険料は所得の一定比率（ないし定額）で拠出される場合が多いが、税負担は累進的な場合が多い。
- ③保険料は実務上雇用コストと連動して拠出されることが多いが、税の場合は幅広い経済活動（消費支出、資本取引、遺産・相続等を含む）のなかで徴収される。

小塩氏の以上3点の指摘の中で、労働供給に影響を与えるのは①である。筆者の平成17年度論文³でも触れているように、拠出が給付と個人単位で連動する社会保険料の場合、税と比べて労働供給を減少させる効果が小さくなるのである。つまり、各個人が社会保険料を負担しても、その負担が自身の受益に繋がるとの認識を持てば、各個人は社会保険料の負担を実質賃金の低下とはみなさないの、労働供給を減少させるインセンティブが小さくなるという意味である。

（3）社会保障と高齢者の就業行動

社会保障と労働市場の問題について考える場合、社会保障（特に公的年金）が高齢者の就業行動に与える影響についても考慮する必要がある。以下、「社会保障の経済学」（2005、小塩隆士、日本評論社）から引用する。

・日本では、在職老齢年金制度の改正と高年齢雇用継続給付の導入によって、60歳台前半の高齢者の就業意欲を高めることができたと評価できる。しかし、現役時における職業訓練が企業特種的なもので汎用性に欠け、企業が60歳台前半の高齢者を雇用することに魅力を感じないという状態が改善されなければどうなるか。この問題は、「帰着」の問題として受け止めることができる。在職老齢年金の改正や高年齢雇用継続給付の導入によって60歳台前半の労働供給が高まったとしても、企業サイドの労働需要の行動に大きな変化がなければ、実現される雇用水準はそれほど高まらず、むしろ賃金水準が低く抑えられる可能性が出てくる。つまり、日本的雇用が維持される限り、この二つの制度変更によって享受されるはずのメリットは、高齢者ではなく企業にかなりの程度帰着してしまうかもしれない。

以上が引用であるが、企業側の60歳台前半の労働者に対する労働需要を高めるためには、労働者が企業で現役で働いている時から、汎用性のあるスキルを身につける職業訓練を行い、60歳台になって新しい職場を求めて転職が容易になるようなシステムを構築する必要がある。しかし、企業内での職業訓練は企業特種的なならざるを得ないので、企業の外で、汎用性のあるスキルを身につけられる環境（例えば教育訓練給付）を整備する必要がある。

³ 米山正敏（平成17年度）「社会保障の財源としての税と社会保険料の比較」厚生労働科学研究費補助金『税制と社会保障に関する研究』

IV. 社会保障負担の貯蓄への影響

(1) 英語文献サーベイから得られた知見

ここでは、まず、英語文献サーベイから得られた知見について、筆者の意見を交えながら紹介する。文献は、『Social Security Reform』(Steven A. Sass, Robert K. Triest 編、University Press of the Pacific Honolulu, Hawaii 2001)である。この書物の「社会保障改革が個人貯蓄や国民貯蓄に与える効果」のうちの一部を参照した。以下「 」の部分は筆者による訳である。

・「国民貯蓄（家計、企業及び政府による貯蓄の和）は、私的及び公的な投資を賄うのに用いられ、将来の生活水準を引き上げるために決定的な要素である。投資が国内で行われる程度において、投資は米国の資本ストックを引き上げ、それ故、米国人の労働生産性をも引き上げる。その結果、米国人労働者の賃金も引き上がる。貯蓄が、国内だけでなく、海外への投資の財源となるならば、貯蓄は米国の家計の富を引き上げるだろう。しかしながら、将来の生活水準を引き上げるには、国民的な（単に個人的なものだけでなく）貯蓄の増大が必要となってくる。政府の貯蓄を取り崩してその分個人貯蓄を引き上げるような政策変更が行われたとしても、投資のために使える資金のプールを増やすことにはならない。つまり、そのような政策変更は個人の富は増やすが、それはまたそれと同量の政府債務を増やすことになる。」

ここでは、貯蓄が投資の源泉として、生活水準を引き上げるのに必要であること、大事なのは貯蓄の総額である国民貯蓄であることが述べられている。社会保障は、このように重要な「貯蓄」にいかなる影響を及ぼすか、以下に述べられていく。

・「社会保障は、通常、国民貯蓄を減らすものと考えられている。それ故、社会保障改革の最も大きな魅力の一つは、長期にわたる社会保障の財政問題を改善することと、国民貯蓄を増加させるということの二つを同時に解決するポテンシャルがあることである。」

ここでは、一般的には社会保障は国民貯蓄を減少させる効果があるということが述べられている。その理由として考えられることは、社会保障の存在で老後（特に医療や介護）に備える予備的動機の貯蓄を家計が減少させるためと考えられる。そこで、社会保障の長期的財政問題の解決と国民貯蓄の増大を同時に達成できる社会保障改革が望まれることになる。

・「実証的な証拠によると、シミュレーションによっては、社会保障の貯蓄への効果は、決定的な結論を導くことはできない。」

実証分析によっては、社会保障が貯蓄に及ぼす影響について、断定的な結論は得られていないということである。前述した、社会保障が貯蓄に負の影響を及ぼすと考えられることも、実証分析的には明らかにされていない点につき、一定の配慮が必要である。

以下、結論部分の要約を示す。

「社会保障の長期的な財源確保と国民貯蓄の増大を同時に目指す社会保障改革が望まれるが、それには困難が伴い、また社会保障が貯蓄にプラスになるのかマイナスになるのか

すら判然としていない。ただ言えることは、このような社会保障改革を目指すのなら、社会保障の財政を改善することが必要なのは確かである。」

社会保障負担が貯蓄に如何なる影響を及ぼすかが実証的には十分明らかにされていない中、社会保障を改革して貯蓄の増大を図るにはいかにして改革を行えばよいか、議論が必要である。社会保障の財政の改善が必要なのは、言うまでもない。

(2) 積立方式による医療

社会保険の運営方式として、公的年金には積立方式と賦課方式があるが、医療にも積立方式を導入している国がある。ここでは、その例としてアメリカの医療制度（メディケア）におけるHSA (Health Saving Accounts) について、フェルドシュタイン教授のワーキング・ペーパー⁴から、簡単に紹介する。ここでこうした議論を行うのは、積立方式の方が当然のことながら一国全体の貯蓄を高めることにより、経済成長に好ましい影響を与えるという観点からである。

※アメリカの医療におけるHSA (Health Saving Accounts)

(以下では、Health Saving Accounts (直訳すれば医療貯蓄勘定) をHSAとすることにする。) 「HSAは、米国において、2003年のメディケア関連立法の一部として制定された。このHSAは、年金における401(k) (米国の確定拠出年金) に似ているところがある。その仕組みは、個人（あるいは個人とそれを雇用する者の組合せ）によって、課税前の所得から基金を拠出して、そこから得る所得（利子、配当及びキャピタルゲイン）を非課税で積み立てていくというものである。そして、HSAの基金から、受けた医療への支払いが行われる。この制度の利点は、税制優遇のあることで、それが個人や雇用主にHSAに対する強いインセンティブを与えるのである。しかし、HSAには二つの難点がある。一つ目は、自己負担額5450ドルという上限が、効果的な節度なく医療支出を多大なものにしているという点である。二つ目は、国中の病院が、医療を受けた後に患者が治療費を支払わないことにより不良債権を大量に抱え込んでいるという事実があることである。これに対する一つの単純な解決策は、病院が、治療を受けて三ヶ月以内に治療費の支払いをしない個人のHSAに容易にアクセスできるようにすることである。医療提供者によるHSAへの容易なアクセスを、不良債権の回収に関する通例の法的手段を伴わずに行うことは、それ自体望ましいことであるし、個人に治療費を払わせる強いインセンティブを与えるものである。」

以上が、フェルドシュタイン教授のワーキング・ペーパーにおけるHSAの解説部分を筆者が要約したものである。税制優遇を伴う積立制度の存在は、フェルドシュタイン教授がここで述べている訳ではないが、経済にとっては貯蓄・資本の蓄積に好ましいものと考えられる。HSAの本来の目的は、治療費の蓄えにあるので、経済活性化のために行うものではないのは自明であるが、積立金の運用が資本投資を通じて、結果として

⁴ Martin Feldstein (2006) 「Balancing the Goals of Health Care Provision」 National Bureau of Economic Research

経済活性化に繋がるものと考えられる。

(3) 家族論から見た社会保障と貯蓄の関係

以下では、「高齢化時代の社会経済学」（宮島洋著、岩波書店、1991）を参照して、家族の在り方と貯蓄や社会保障との関係について簡単に述べることにする。

家族が、かつての日本に広く見られたように三世同居をしている場合等には、引退した老親世代と現役子世代の相互の間に私的な所得再分配が行われている可能性が高い。つまり、子世代は老親を扶養したり、介護を行うなどのサービス・所得移転を行い、逆に老親は子に遺産を残す。これはしばしば家族の利他主義に基づくモデルと考えられ、この場合の老親の貯蓄動機で最大のものは遺産動機となる。この場合、社会保障は何ら意味を持たなくなる（中立命題）。それは、例えば公的年金により世代間の公的な所得再分配が行われていたとして、政府が現役世代への保険料引き上げを行ってもその分公的年金を多くもらえるようになった老親が子に私的に所得移転を行う可能性が高いからである。もともと、三世家族等の場合には、老齢になった場合のリスク（所得、介護等）に家族全体で社会保障的機能を維持しつつ対処するので、そもそも社会保障は必要ない。これに対し、現在の日本で見られるような孤立的な核家族のもとでは、核家族は利己的に自己の老後のリスク（医療、介護等）に予備的に備えるために貯蓄を行う（予備的動機仮説）。この場合には、社会保障が充実すれば、予備的動機が後退し、家計の貯蓄が減少するというように、社会保障は貯蓄行動に影響を及ぼすと考えられる。

V. 社会保障負担とマクロ経済成長率との関係

(1) 序論～人口の少子・高齢化がマクロ経済成長率に与える影響～

ここでは、社会保障負担がマクロ経済成長率に与える影響を考察する前に、社会保障負担の規模に大きな影響を及ぼす人口動態の変化が、経済成長に与える影響を最初に議論しておきたい。ここでの参考文献は平成15年度年次経済財政報告（内閣府）である。

①人口規模と経済成長

一般に、一国の人口が多いほど一国全体としての経済規模が拡大するとともに、同一製品の生産規模拡大等による生産性の向上が期待できるのであるが、我が国のように総人口が減少に転じると、一国経済の規模も縮小し、規模の経済による経済効果が失われるおそれがある。一方、このような懸念に対しては、ア) 我が国においては1億人を優に上回る人口があり、それが多少減少したところで規模の経済による経済効果は失われないと考えられる、イ) 仮に人口減少で経済規模が縮小したにせよ、経済厚生観点からいけば一人当たりのGDPの向上があれば問題とはならない、との反論がある。

②労働投入と経済成長

少子化により労働力人口が減少すれば、経済成長への労働投入の寄与がマイナスに転じる。また、人口の高齢化率が高まると、平均的な労働力率が低下し、更に労働投入が少なくなる。一方、このような懸念に対しては、ア) 就業意欲の高い女性や高齢者、外国人・

移民労働者を活用することで労働力の減少を相殺できる可能性がある、イ) 労働力人口の減少が資本装備率（就業者一人当たりの資本ストック）を高めるとともに、技術革新等により全要素生産性（技術進歩や人的資本の向上等）が向上する可能性がある、との反論がある。

③資本投入と経済成長

ライフサイクル仮説を前提とすれば、人口の高齢化は、貯蓄を取り崩す高齢者の増大により家計貯蓄率が低下し、これが資本ストックの蓄積を阻害する可能性がある。また、高齢化に伴う社会保障関係支出の増大により一般政府の貯蓄・投資バランスが悪化すれば、これも一国全体の貯蓄率を低下させ、経済成長を阻害する可能性がある。一方、このような懸念に対しては、ア) ダイナスティ仮説を前提とすれば、遺産動機等から高齢者の貯蓄が取り崩されるとは限らない、イ) 高齢者や女性の就業率が高まれば、一方的に貯蓄率が低下するとは限らない、ウ) 海外からの円滑な資本流入を確保できれば資本ストックの蓄積は阻害されない可能性がある、との反論がある。

④技術進歩や人的資本と経済成長

一般に若年層は新しい技術への適応や創造の面で優れており、少子・高齢化で若い労働力が減少すると、若年層に見られる創造性の発揮が経済全体で乏しくなる可能性がある他、高齢化により医療・介護等の労働集約的産業の経済にしめるウエイトが高まって、経済全体の生産性の伸びが低下する可能性がある。一方、このような懸念に対しては、ア) 一般に各個人が修得する知識・技能等の人的資本量は経験の蓄積とともに向上するものであり、一概に高齢化により経済の生産性が低下するとは限らない、イ) 労働力の減少が労働節約的な技術進歩を促す可能性がある、ウ) 少子化の進行は一人当たり教育投資の増加を通じ、人的資本の質を高める可能性がある、との反論がある。

⑤消費市場の規模と経済成長

この第5点目は、平成15年度年次経済財政報告では指摘されていないが、一つの大きな論点として筆者が掲げるものである。人口が減少すると、少子化による「子ども向け市場」の縮小を中心に、我が国の消費市場全体が縮小し、経済成長を需要面から阻害する可能性がある。一方、このような懸念に対しては、高齢化で質量とも拡大していく「高齢者向け市場」の存在が新たなマーケットとして需要を牽引していくので心配ないとの反論がある。

(2) 社会保障負担とマクロ経済成長率との関係

ここでは、まず①として、経済成長理論を概観し、続く②で、①の経済成長理論に即して社会保障との関係につき述べることにしたい。

①経済成長の理論：ソローの経済成長モデル（ソロー・モデル）

新古典派成長モデルの代表的なものとして、まずソロー・モデルについて簡単に触れる（ここでの参照文献は「経済成長理論入門」（香西泰監訳、日本経済新聞社、1999）である。）。同モデルでは、コブ=ダグラス型の生産関数（規模についての収穫不変）が仮定されている。即ち、投入する資本を K 、労働を L 、産出を Y 、 $0 < \alpha < 1$ とし

て、

$$Y = F(K, L) = K^\alpha L^{1-\alpha} \dots \dots \dots \textcircled{1}$$

この生産関数を、 $y = Y/L$ （労働者1人当たりの産出高）、 $k = K/L$ （労働者1人当たりの資本ストック）という2つの変数で書き表すと、

$$y = k^\alpha \dots \dots \dots \textcircled{2}$$
 という生産関数を得る。

ここで、 s ：貯蓄率（労働者は Y の一定割合を貯蓄する）、 d ：資本ストックの減耗率（毎期、資本ストックのある一定割合 d が減耗する）、 n ：人口増加率（ $=L'/L$ （労働力の成長率））、 k' ： k を時間について微分した変数

を用いて、資本の蓄積方程式を求めると、

$$k' = s y - (n + d) k \dots \dots \dots \textcircled{3}$$
 という方程式を得る。以上、②式、③式が、ソロー・モデルの基本方程式である。

そして、定常状態の労働者1人当たり資本量 k^* は $k' = 0$ という条件で与えられる。つまり、③式に②式を代入し、 $k' = 0$ とおいて得られる以下の③'を k について解けば、④式が得られる。

$$s k^\alpha - (n + d) k = 0 \dots \dots \dots \textcircled{3'}$$

$$k^* = \{s / (n + d)\}^{1/(1-\alpha)} \dots \dots \dots \textcircled{4}$$

この時の、すなわち定常状態の労働者一人当たり産出 y^* は、④式を②式に代入して、以下の⑤式を得る。

$$y^* = \{s / (n + d)\}^{\alpha/(1-\alpha)} \dots \dots \dots \textcircled{5}$$

④、⑤式より、ソロー・モデルでの定常状態での含意が得られる。つまり、他の条件が一定ならば、貯蓄（=投資）率が高いほど、労働者1人当たりの資本ストックが大きくなり、また労働者一人当たりの産出も大きくなり、経済的に豊かになる。逆に、人口成長率の高い国は、ソロー・モデルでは経済的に貧しくなる。これは、増大する人口に対して資本・労働比率を一定に保つために、貯蓄率がより高くなければならない。このように資本拡大が必要とされる経済の下では、労働者一人当たり資本の蓄積が小さくなりがちである。

なお、ここまで述べてきた単純なソロー・モデルでは、定常状態においては労働者1人当たりの産出の成長という意味での経済成長は存在しない。このモデルで労働者一人当たり所得の持続的成長を生み出すには、このモデルに技術進歩を導入しなければならない。ここでは、ソロー・モデルにおいては、技術進歩が外生的に与えられ、均等成長経路上では、外生的な技術変化率と同率に、労働者1人当たり産出と労働者1人当たり資本の双方が成長するという事実を述べるにとどめたい。

<補足>内生的成長理論について（前掲著「経済成長理論入門」より）

新しい成長理論として、近年注目を集めているのが、内生的成長理論である。これは、「通常の政策が長期成長率に影響を与え得る」というモデルであり、その最も単純なモデルは、 $Y = AK$ （ A はある正の定数）である（ AK モデル）。

②社会保障と経済成長

ア) 労働力との関係

Ⅲ. で述べたとおり、一般に社会保障の存在は、その負担が過剰になると企業の労働需要を顕著に減少させる。先述したとおり、単純なソロー・モデルでは、人口成長率と労働力の成長率は等しいものと、すなわち労働力率を1と仮定している（人口のすべてが労働に従事している）。このモデルに社会保障負担による労働力低下を織り込むと、④式 $k^* = \{s / (n + d)\}^{1/(1-\alpha)}$ において n が小さくなることから、 k^* の値が大きくなる。 k は、労働者1人当たりの資本ストックであり、これはいわゆる資本装備率である。労働力の減少は、定常状態においては資本装備率を高めるのである。このことは、本章Ⅴ. (1) 序論の②のイ) でも、労働人口の減少がかえって資本装備率の上昇を通じて経済の生産性を高める可能性があるとは指摘している点と共通する。一方、⑤式 $y^* = \{s / (n + d)\}^{\alpha/(1-\alpha)}$ において n が小さくなることから、定常状態での労働者一人当たり産出も増えることになる。ただし、Ⅱ. (2) ③で触れたように、雇用の削減で構造的失業が増える可能性があり、これが経済活力を阻害すると考えられる。筆者は、資本装備率の上昇より構造的失業の増大の方が影響が大きいと考える。そう考える理由としては、失業こそ経済にとって一番深刻な問題であり、資本装備率が上昇して生産性が高まったとしても、失業率が上昇しては、余り意味がないと考えられるからである。

イ) 貯蓄との関係

Ⅳ. で述べたとおり、社会保障と貯蓄の関係は、実証的には十分明らかにされていないものの、一般的に言えば、社会保障の存在は老後への医療や介護等への予備的動機の後退から、個人貯蓄を減少させると考えることができる。この場合、ソロー・モデルの項でも述べたとおり、貯蓄の低いところでは（投資も低くなり）定常状態での労働者1人当たり産出は低下する。これは、⑤式 $y^* = \{s / (n + d)\}^{\alpha/(1-\alpha)}$ で s が小さくなることから明らかである。

ウ) 企業の国際競争力との関係

Ⅱ. で述べたとおり、社会保険料の事業主負担の増大は、グローバル競争経済のもと、企業の国際競争力を弱める可能性が高い。そうなれば、ソロー・モデルを持ち出すまでもなく、産出の低下を招いて経済成長に悪影響を与える可能性が高い。

Ⅵ. 結論

まず、社会保険料の事業主負担の上昇は、「賃金付随コスト」の上昇を通じて、グローバル経済の下での厳しい国際競争の中で、企業の国際競争力を低下させ、一国のマクロの経済成長を阻害する可能性が高いと考えられる。このため、今後の高齢社会の到来で社会保障負担が増大する中で、企業の負担を増やす方向に安易に流れてはならないと考える。同様に、社会保険料の事業主負担は、企業の雇用削減に結びつくことが、ドイツの例で実

証的に明らかにされている。また、企業の労働需要の低下だけでなく、労働の供給側も、社会保険料の被用者負担が過度に増大すれば、いくら社会保険料が個人単位で拠出と給付の間にリンクがあるとはいえ、労働供給を減らす方向に向かう可能性もある。ただ、社会保障負担は労働力を減少させる方向に働くと考えられるものの、これは却って資本装備率を高めることによって、経済の生産性を上げる可能性があり、必ずしも経済に悪影響を与えることにはならない。それでも、雇用の削減が構造的な失業（景気循環と関係なく発生する失業）を招き、これが経済活力を弱め、ひいては経済成長に悪影響を及ぼす懸念も強い。筆者は、本文中に述べた理由から、資本装備率の上昇より構造的失業の増大の方が影響が大きいと考える。最後に、社会保障の存在は一国の貯蓄に如何なる影響を及ぼすかということ、実証的には明らかにされていない面があるが、一般的には、老後への備え（介護、医療等）で貯蓄を行おうとする予備的動機が後退し、個人貯蓄ひいては総貯蓄を減少させ、投資の抑制から経済の産出を低下させると考えられる。ただし、ここで述べた貯蓄の予備的動機以外にも、利他的な家族間の遺産動機もあることから、必ずしも社会保障の存在が個人の貯蓄を減少させるとは限らないことに留意する必要がある。

以上の考察を通じて言えることは、①社会保障負担（事業主負担）の増大による賃金付随コストの上昇による企業の国際競争力の低下②社会保障の事業主負担が雇用削減を通じて構造的失業を招く可能性③一国の総貯蓄の低下を通じた投資の減少による経済への悪影響など、いずれをとっても、社会保障負担は経済活力を阻害する可能性が高いということである。

ただし、この結果をもって、単純に社会保障が不必要だとか、社会保障を削減するべきだということにはならない。本稿で論じたのはあくまで社会保障の負担面の議論である。社会保障の給付面に着目すれば、消費性向の低い富裕者から消費性向の高い貧困者への所得再分配を通じて、マクロの消費が上向き、景気を下支えする効果などが指摘されている。

（ただし、本来社会保障は所得再分配を目的として行うものではなく、賦課方式の公的年金等で世代間所得再分配が結果として行われていることによるものである点に留意する必要がある。）また、社会保障の存在で、医療・福祉分野における雇用創出の効果も存在し、これも消費需要を誘発し景気を下支えする効果を持つのである。このように、社会保障は負担面のみ着目するのではなく、給付面や雇用創出の面にも着目する必要がある、本稿の結果はあくまで社会保障の一面だけを捉えたものであることを忘れてはならないと考える。

なお、平成17年度の研究では、社会保障の財源論として、税と社会保険料の優劣につき研究したが、本稿の議論では社会保険料の方だけ取り出して経済への影響を論じた。社会保障の税財源の経済への影響を研究し、今回の結果と比較することは、今後の課題としたい。

参考文献

西村和雄 1990 「ミクロ経済学入門」 岩波書店

経済産業省・厚生労働省・文部科学省編 2002 年版「製造基盤白書」

水口弘一編 1992 「日本企業の競争力」 東洋経済新報社

平成 16 年度「年次経済財政報告」 (内閣府)

『Labor Markets and Social Security (Second Edition)』(John T. Addison, Paul J. J. Welfens 編、Springer 2003)

小塩隆士 2005 「社会保障の経済学」 日本評論社

米山正敏 (平成 17 年度) 「社会保障の財源としての税と社会保険料の比較」 厚生労働科学研究費補助金『税制と社会保障に関する研究』

『Social Security Reform』(Steven A. Sass, Robert K. Triest 編、University Press of the Pacific Honolulu, Hawaii 2001)

『Balancing the Goals of Health Care Provision』(Martin Feldstein, National Bureau of Economic Research 2006)

宮島洋 1991 「高齢化時代の社会経済学」 岩波書店

平成 15 年度「年次経済財政報告」 (内閣府)

香西泰監訳 1999 「経済成長理論入門」 日本経済新聞社

Ⅲ. 平成 18 年度分担研究報告

Ⅲ-2. 制度的観点からの税制と社会保障に関する分析

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

「税制と社会保障に関する研究」

分担研究報告書

社会保険における事業主負担の規範的性格と転嫁・帰着に関する考察

—健康保険の事業主負担を中心に—

分担研究者 島崎謙治 国立社会保障・人口問題研究所 政策研究調整官

（平成 17 年度・18 年度実施）

研究要旨

本研究は、社会保険における事業主負担の本質について、その沿革等を含め法律・制度的な観点から規範的性格を考察するとともに、事業主負担の転嫁・帰着について考察するものである。社会保険の事業主負担をめぐる問題は、社会保障と経済の関係を考える上で、また、社会保障の財源構成のあり方を考える上で、最も重要な論点のひとつであるが、A：事業主負担の本質は何か・誰が負担する建前なのか、B：なぜ社会保険料を労使で折半するのか、その正当性はどこにあるのか、C：法律や制度の建前はともかく事業主負担は実際には誰が負担しているのか、といったことは自明ではない。また、AおよびBの法律上あるいは制度上の規範的な議論とCの経済学でいう転嫁・帰着の議論は十分噛み合っていない。本研究の主な結論は、①事業主負担は利益享受説を基本とし利益享受者の参画による制度の安定的・効率的運営に正当性を見出せること、②健康保険法上事業主負担は事業主が負担することや賃金ではないことは明確であるが、他方、会計上や税法上は労務費として捉えられており国民所得計算や労働分配率計算上は雇用者（被用者）報酬にカウントされているなど、法律上の規範性が会計制度等において貫徹されていないこと、③事業主負担の転嫁・帰着は複雑な要因とメカニズムによって決まるものであり、経済理論モデルが必ずしもその通り当てはまらないこと、④社会保険料と消費税は転嫁・帰着まで考えると建前ほどの違いがあるとはいえないこと、⑤複数の企業のヒアリング結果では、事業主負担の賃金帰着論を否定しているようにみえるが、他方、労務費の枠内で「吸収」という方針が採られるのであれば、事業主負担の相当部分が賃金に転嫁・帰着するという可能性は否定できないこと、⑥事業主負担の法律上の建前は企業の意識の上で一定の意味をもつ。ただし、事業主とは株主を指し事業主負担の増加は株主の利益と相反するとまでの認識はもっていない。これは企業とは何かという根本論に加え、事業主負担の規範性が会計制度等において貫徹されていないことの現れであるとみられること、⑦国内外の競争が激しい中で企業は労務費の固定費用化を極力回避しようとしており、これは非正規労働者をいわば「調整弁」とする企業行動と繋がっているとみられること、である。

A. 研究目的

社会保険の事業主負担をめぐる問題は、社会保障と経済の関係を考える上で、また、社会保障の財源構成のあり方を考える上で、最も重要な論点のひとつである。しかし、①事業主負担の本質は何か、誰が負担する建前なのか、②なぜ社会保険料を労使で折半するのか、その正当性はどこにあるのか、③法律や制度の建前はともかく事業主負担は実際には誰が負担しているのか、といったことは自明のことではない。このうち、①および②は主として法学あるいは制度上の規範的な問題であり、③は経済学でいう転嫁・帰着の問題であるが、率直に言って両者の議論は十分噛み合っていない。本研究の目的は、社会保険における事業主負担のあり方をめぐる問題の所在と論点を明確にし、関係者が社会保険料の事業主負担のあり方を議論する「共通基盤」の形成に資することにある。

B. 研究方法

文献調査等による。

(倫理面への配慮)

該当しない。

C. 研究結果、D. 考察、E. 結論

本研究の研究結果・考察・結論は次のとおりである。

①. 事業主負担は利益享受説を基本とし利益享受者の参画による制度の安定的・効率的運

営に正当性を見出せる。医療保険においても世代間扶養の要素が強まる中で利益享受説は論拠に対する疑義が生じるが、利益享受を広く捉えれば一定の合理性があると考えられる。

②. 健康保険法上事業主負担は事業主が負担することや賃金ではないことは明確であるが、他方、会計上や税法上は労務費として捉えられており、法律上の規範性が貫徹されていない。

③. 事業主とは通常は会社という法人を指すが、会社イコール株主といったことまで突き詰められておらず、会計上も損益計算書上の費用の問題として処理されている。

④. 事業主負担の規範的性格と転嫁・帰着の問題は別の問題である。経済学理論では賃金に帰着する程度が高いとみられつつが、事業主負担の転嫁・帰着は複雑な要因とメカニズムによって決まるものであり、経済理論モデルは必ずしもその通り当てはまらない。

⑤. 社会保険料と消費税は対置して語られることがあるが、両者の相違は転嫁・帰着まで考えると建前ほどの違いがあるとはいえず、また、社会保険料は雇用に悪影響を及ぼし消費税は雇用に中立的であるという単純な図式は必ずしも成り立たない。

⑥. 複数の企業のヒアリング結果では、事業主負担の賃金帰着論を否定しているようにみえるが、他方、労務費の枠内で「吸収」という方針が採られるのであれば、事業主負担の相当部分が賃金に転嫁・帰着するという

可能性は否定できない。

⑦. 事業主負担の法律上の建前は企業の意識の上で一定の意味をもつ。ただし、事業主とは株主を指し事業主負担の増加は株主の利益と相反するとまでの認識はもっていない。これは企業とは何かという根本論に加え、事業主負担の法律上の規範性が会計制度等において貫徹されていないことの現れであるとみられる。

⑨. 国内外の競争が激烈な中で企業は労務費の固定費用化を極力避けようとしている。これは業績連動型賃金体系の導入等と軌を一にするが、非正規労働者をいわば「調整弁」とする企業行動と繋がっている。

なし

[平成 17 年度は、制度論からみた税制と社会保障に関する政策的課題と題して、社会保険料および事業主負担をめぐる問題を中心に研究を行った。平成 18 年度は、平成 17 年度の研究を基に、企業アンケート調査の結果分析等を含め研究の深化を図り、平成 17 年度の報告に大幅な加筆修正を行った。なお、短時間労働者の社会保険の適用のあり方については、平成 17 年度の考察にドイツ・米国の賃金税や社会保険料の取扱い等を加筆したものを付論として掲載することとした。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

社会保険における事業主負担の規範的性格と転嫁・帰着に関する考察 —健康保険の事業主負担を中心に—

島崎謙治

国立社会保障・人口問題研究所 政策研究調整官

1. はじめに

本稿は、社会保険における事業主負担の本質について、沿革等を含め法律・制度的な観点から規範的性格を考察するとともに、事業主負担の転嫁・帰着について論じるものである。

社会保険の事業主負担は、第2節で後述するように、社会保障と経済の関係を考える上で、また、社会保障の財源のあり方を考える上で、最も重要な論点のひとつである。しかし、①事業主負担の性格は何か、事業主とは誰を指すのか、②なぜ社会保険料を労使で折半するのか、その正当性はどこにあるのか、③法律や制度上の建前はともかく事業主負担は実際には誰が負担しているのか、といったことは自明のことではない。

このうち、①および②は主として法学あるいは制度上の規範的な問題であり、③は経済学でいう転嫁・帰着の問題であるが、率直に言って両者の議論は噛み合っているとは言いがたい。本稿の主眼は、社会保険における事業主負担のあり方をめぐる問題の所在と論点を明確にし、関係者が社会保険料の事業主負担のあり方を議論する「共通基盤」の形成に資することにある。

本稿の構成は次のとおりである。第2節では、問題の所在・論点と本稿の考察範囲を明確にする。第3節では、事業主負担の沿革および根拠等について論じる。第4節では、事業主負担の帰着・転嫁について企業側の意識・行動も含め論じる。第5節は結語である。

なお、あらかじめ次の2点をお断りしておきたい。

第1に、本稿で考察の対象とするのは社会保険とりわけ健康保険の事業主負担である。言い換えれば、社会保険以外の事業主負担の問題（例：児童手当や企業年金の事業主負担¹⁾）は本稿の対象外である。また、厚生年金保険や労働者災害補償保険法の事業主負担も、健

¹ 児童手当の事業主負担（拠出）の性格および帰着をめぐっては、いわゆる本人拠出问题との関係で興味深い論点がある。島崎謙治（2005）「児童手当および児童扶養手当の理念・沿革・課題」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て支援の社会保障』,pp.85-118、制定時の議論等を詳細に紹介するものとして高橋三男（1994）「児童手当の財源対策」社会保障研究所編『社会保障の財源対策』東京大学出版会,pp.263-287を参照。また、企業年金のいわゆるマッチング拠出をめぐっても実質的な負担者は誰かという論点がある。

康保険と比較対照する意味で取り上げることはあってもそれ自体を考察の対象とはしない。

第2に、平成17年度の研究との関係である。筆者は昨年度「制度論からみた税制と社会保障に関する政策的課題－社会保険料および事業主負担をめぐる問題を中心に－」という小論（以下「旧稿」という）を執筆した。しかし、自省の念もこめていえば、規範論としても政策論としても生煮えの感が否めない。本稿は、旧稿をベースにしながらも規範論の部分を含め再考を加え大幅に加筆修正したものである。なお、旧稿の一節であった短時間労働者の社会保険の適用のあり方については、本稿と関連はするが本来別個に論じるべき事項であるので、昨年度の論考にドイツ・米国の賃金税や社会保険料の取扱い等を加筆したものを付論として末尾に載せることとした。

2. 問題の背景と問題の所在および本稿の考察範囲

(1) 問題の背景

急激な高齢化の進展や経済基調の変容等を背景に、1990年代半ば以降毎年のように社会保障制度改革が行われている。この数年の社会保険に関わる改革だけみても、2002年の医療制度改革、2004年の年金制度改革、2005年の介護保険改革に引き続き、2006年度には再び医療制度改革が行われた。これらの改革は制度の微修正にとどまらず制度の本質に関わる内容を含む大がかりな改革であるが²、従来の改革に比べ非常に特徴的なことは、社会保険料の増加を抑制するという配慮が強くみられることである。

例えば、2004年の年金制度改革においては、2017年度以降は厚生年金保険料率を18.3%で固定する（「給付先決め方式」から「拠出先決め方式」への転換）とともに、2009年度までに基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1に漸次引上げることとされた³。また、2002年の医療制度改革により被用者保険の3割負担の導入は現役世代の保険料率の引上げ幅を極力抑制することにあつた⁴。さらに、2006年の改革では、医療の供給サイドの改革を含め医療費適正化を強力に進め医療費の規模の拡大を圧縮するとともに、75歳以上の後期高齢者を対象とする高齢者医療制度の設計においても、給付費の半分の公費投入と高齢者個人単位の保険料負担を求めることにより現役世代の社会保険料の引上げを極力抑制することとされている。

こうした社会保険料の引上げを極力抑制するという方針は、生産年齢世代（現役世代）

² ただし、その評価はまた別の問題である。筆者は、デリバリーを伴う医療制度や介護制度の改革は漸進的（incremental）なものにならざるを得ず、また、そのほうが適切な場合が多いと考えている。

³ 正確には、年金制度改革法附則第16条では、「特定年度（国庫負担割合が2分の1に完全に引き上げられる年度）については、平成19年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までのいずれかの年度を定める」こととされている。

⁴ 2002年改正では総報酬制が導入されたため比較は簡単ではないが、仮に3割負担を導入しないとすれば15%程度の保険料率の引上げ幅となるのが9%程度でとどめられた。

と高齢世代（受給世代）の給付と負担のバランスを見直すことを通じ社会保障制度の持続可能性を確保することに主眼がある。ただし、賃金付随コストの引上げが日本経済に及ぼす悪影響に対する政策的配慮という面があることも間違いない⁵。

社会保障のあり方は最終的には国民の選択の問題であり、社会保障の規模は社会経済との関係で一義的に決まるものではない。社会保障は国民の生活設計に深く食い込んでおり、やみくもに社会保障を削減すれば社会保障の存在意義そのものが問われかねない。しかし、社会保障は煎じ詰めれば現役世代が産み出した経済成長の「果実」を前世代（老年世代）と後世代（年少世代）に分配するものであり、経済成長と無関係に社会保障が存立し得るものではない。また、社会経済という下部構造が社会保障という上部構造に影響を与えるという一方的な関係にあるわけでもない。特に今日では社会保障給付費は国の一般会計予算を超える規模に達しており、社会保障制度のあり方が社会経済に対して甚大な影響を及ぼしている。このため、社会保障の制度設計が社会経済とりわけ経済活動にどのような影響を与えるかという政策的配慮を絶えず行わざるを得なくなっている。

社会保険料ないしはその事業主負担をめぐる問題はその典型例である。実際、日本経済団体連合会が2004年の年金制度改革が行われた後も、「厚生年金保険料率は15%を上限に」することを強く求めていること⁶や、パート労働者等への社会保険の適用拡大や介護保険制度の対象年齢の引下げに反対していることにみられるように、事業主負担を含む社会保険料の増加に対する経済界の反発は非常に大きい。そして、経済界の反発は、「保険料の引き上げは、企業の活力を奪い、経済活性化を阻害し、さらには企業の雇用維持努力に悪影響を生じさせる」⁷という見解や次のような事業主負担廃止論の主張に結びつくことになる。多少長くなるが引用する。

「(社会保障の)負担のあり方については、就業形態の多様化と、社会保障における企業の役割との関係も考慮する必要がある。現在、サラリーマンの社会保険料(特に厚生年金、健康保険、介護保険、雇用保険)は、本人と事業主のマッチング拠出が前提となっている。これは本来、個人が全額負担するところを事業主が肩代わりするものであり、長期雇用がほとんどすべてであった時代には効率的に機能していた。事業主負担の根拠として、医療であれば、従業員の健康増進や疾病の治療による早期の職場復帰という意義が、年金であれば、労使協調して老後に備えることで、退職後の不安を解消するという意義がそれぞれ強調されてきた。しかし、本来、社会保障制度でカバーするリスクは、働き方の選択にかかわらず、個々人に等しく生じるものであり、それを社会全体で分かち合う仕組みになっている以上、企業のガバナンスが働く余地はきわめて少ない。さらに、雇用の多様化が進むなかで、働き方によって負担の仕方が変わることは、個人の選択を歪めかねない。した

⁵ 特に政策決定プロセスに着目すれば、年金制度改革にせよ医療制度改革にせよ、経済界の意向が経済財政諮問会議等を通じ反映されているとみることができる。

⁶ 日本経済団体連合会「公的年金の一元化に関する基本的見解」(2005年10月18日)参照。

⁷ 日本経済団体連合会「今年年金制度改革についての意見」2003年9月。